

別表1 水質検査計画策定における検査頻度設定の根拠(平成〇〇年度水質検査計画策定用)

番号	項目	基準値	過去の三年間の水質検査結果 ^{注2}				基準値との比較(いずれかに○)			検査頻度及び採水場所の結論		備考
			H〇〇年度	H〇〇年度	H〇〇年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	検査頻度 (左記結果を基に1つを選択)	採水場所 給水栓	
							概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度			
1	一般細菌	集落数100以下/ml	/	/	/	/	/	/	概ね1月に1回以上	〇		
2	大腸菌	検出されないこと	/	/	/	/	/	/	概ね1月に1回以上	〇		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上(過去3年間の検査結果が省略の条件に該当するまで)	〇		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上	〇		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	/	/	/	/	○	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇		
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
12	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
13	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上(過去3年間の検査結果が省略の条件に該当するまで)	〇		
16	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上(過去3年間の検査結果が省略の条件に該当するまで)	〇		
19	ベンゼン	0.01 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
20	塩素酸	0.6 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上	〇		
21	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上	〇		
22	クロロホルム	0.06 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上	〇		
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上	〇		
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上	〇		
25	臭素酸	0.01 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上	〇		
26	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上	〇		
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上	〇		
28	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上	〇		
29	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上	〇		
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね3月に1回以上	〇		
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね1月に1回以上 ^{注1}	〇		
34	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
37	塩化物イオン	200 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね1月に1回以上 ^{注3}	〇		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね1月に1回以上 ^{注1}	〇		
39	蒸発残留物	500 mg/l以下	/	/	/	/	/	○	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇		
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
41	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね1月に1回以上 ^{注5}	〇		
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね1月に1回以上 ^{注5}	〇		
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
44	フェノール類	0.005 mg/l以下	/	/	/	○	/	/	概ね3年に1回以上 概ね1年に1回以上 概ね3月に1回以上	〇	平成25年度実施予定	
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下	/	/	/	/	/	/	概ね1月に1回以上 ^{注3}	〇		
46	pH値	5.8以上8.6以下	/	/	/	/	/	/	概ね1月に1回以上 ^{注3}	〇		
47	味	異常でないこと	/	/	/	/	/	/	概ね1月に1回以上 ^{注3}	〇		
48	臭気	異常でないこと	/	/	/	/	/	/	概ね1月に1回以上 ^{注3}	〇		
49	色度	5度以下	/	/	/	/	/	/	概ね1月に1回以上 ^{注3}	〇		
50	濁度	2度以下	/	/	/	/	/	/	概ね1月に1回以上 ^{注3}	〇		

注1) 富山県及び富山市の行政指導部分

注2) 年度内に実施した結果の最大値を記載すること

注3) 連続的に計測及び記録がなされている場合には「概ね3月に1回以上」とすることができる。

注4) その他:送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注5) この項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。